

自分の時間を有効活用しませんか？



登録統計調査員として活躍していただける方を募集しています！

5年ごとに実施される国勢調査や農林業センサスをはじめ、住宅・土地統計調査など、国や県が行う統計調査が数多くあります。これらの統計調査では、あらかじめ町に登録された統計調査員へ協力を依頼し、調査を行っています。町では、随時、統計調査員として登録していただける方を募集しています。統計調査員として活動していただける方のご応募をお待ちしています。

☆統計調査員の役割

国や県からの任命を受けて、世帯や事業所等を直接訪問し、調査票の記入依頼や調査票の回収を行っていただく等、統計調査の中で最も基本的な部分を受け持っています。

☆統計調査員の身分

調査期間中(約2か月間)は、非常勤の公務員となります。それにより、調査で知った事柄を、調査期間中はもちろん調査が終わってからも他の人に漏らしてはならないという守秘義務が課せられます。また、調査活動中に災害にあった場合は、公務災害補償が適用されます。

☆統計調査員として登録していただける方

1. 20歳以上の方
2. 統計に関し理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行できる方

☆仕事の案内

登録していただくと、調査実施1〜2か月前に電話で調査の従事をお願いします。その際、都合が悪ければ断っていただけます。ご自身の都合とあわせて、空いた時間を有効に活用していただくことができます。ただし、調査の実施数や規模は、年によって異なりますので年間を通じて仕事があるとは限りません。

☆報酬

統計調査が終了しますと、統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。調査の内容、受け持つの件数によって異なりますが、概ね2万円〜6万円です。

◆申し込み・問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎6552 有線 8963

公的年金からの個人住民税の特別徴収制度が導入されます

地方税法の改正により、平成21年10月から公的年金等の所得に係る個人住民税(町県民税)の納付方法が変わります。

これにより、従来、納付書や口座振替で納付(普通徴収)していただいていた個人住民税が、公的年金から天引き(特別徴収)されることになり、納付のため役場や金融機関へ出向く必要がなくなります。

なお、特別徴収された個人住民税については、社会保険庁等から当町へ納入されることになり、受給者の方は公的年金から個人住民税を差し引いた額を受給されることとなります。

◆特別徴収の対象となる方

個人住民税の納税義務者のうち、平成21年4月1日時点で65歳以上昭和19年4月2日以前生まれ)の公的年金等を受給されている方で、かつ、当該年度の初日(4月1日)に老齢基礎年金等の公的年金の給付を受けている方

◆徴収される税額

公的年金等(厚生年金、共済年金、企業年金等含む)の所得に係る個人住民税の所得割額および均等割額

◆特別徴収の対象となる年金

老齢または退職を支給事由とする年金から特別徴収されます。(老齢

基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金等)

◆徴収方法

特別徴収の開始は、平成21年10月支給分の公的年金からとなります。このため、平成21年度の税額の半分については、平成21年6月および9月に納付書や口座振替で納付(普通徴収)していただくこととなります。10月以降(10月、12月、2月)については、残りの半分の税額を3で除した額を公的年金からそれぞれ特別徴収することとなります。

なお、対象となる方へは、6月中旬に発送する個人住民税の納税通知書に案内文書を同封する予定です。

◆注意

- ・徴収方法が変更となるだけでなく、年税額が増えることはありません。
- ・障害年金や遺族年金は特別徴収の対象になりません。
- ・給与所得など公的年金等以外の所得に係る個人住民税の所得割額は別に徴収されることとなります。
- ・本人の希望で納付書や口座振替(普通徴収)による納付方法を選択することは認められていません。

詳しくは役場税務課までお問い合わせください。

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎6570 有線 5093